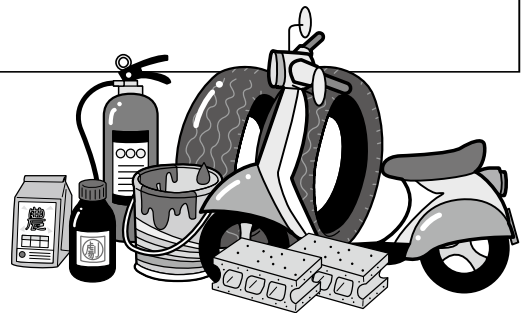


【町で収集しないごみ】

①処理困難物

次のものは、処理困難物として収集しませんので、廃棄物処理業者に処理を依頼するか、購入先に引き取り依頼してください

- 建設廃材（産業廃棄物）：木くず、土砂、コンクリート片、瓦、その他
- 農機具・農業用ビニール類（ビニール・多量の肥料袋・その他塩化ビニール製品）
- 油類・ペンキ類の残っている容器、毒物、農薬、劇物、バッテリー、ガスボンベ
- 自動車タイヤほか類似品、オートバイ、消火器など
- 犬、猫などの動物の死がい
- 血液等が付着した注射針、メス、脱脂綿、ガーゼなど感染症を生ずる恐れのある廃棄物（医療廃棄物）



②パソコン

パソコンは、リサイクルプラザや販売店等では処理ができないため、各メーカーに処理を依頼してください。

<その1>

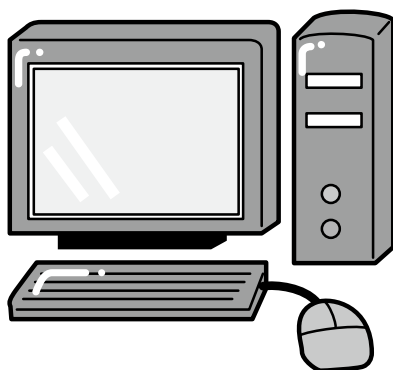
『PCリサイクルマーク』が付いているものについては、無料で処理ができます。

<その2>

『PCリサイクルマーク』が付いていないものは、リサイクル料金が必要になりますので、具体的な金額は各メーカーに問い合わせてください。

<その3>

自作のパソコンや、回収するメーカーがない場合は、パソコン3R推進協会が処理を行いますので、下記までお問い合わせください。



一般社団法人パソコン 3R 推進協会
電話 03-5282-7685
ホームページ <http://www.pc3r.jp/>

③家電4品目（洗濯機、テレビ、エアコン、冷蔵庫等）

家電リサイクル法により、各集落のごみ集積所には下記の家電4品目は出せません。処分する場合にはリサイクル料金が必要となります。

○家電リサイクル品目・料金

品目	金額（1台あたり）
洗濯機・衣類乾燥機	2,592円
テレビ (ブラウン管・液晶式・プラズマ式)	(15型以下) 1,836円 (16型以上) 2,916円
エアコン（室外機を含む）	1,620円
冷蔵庫・冷凍庫	(小：170リットル以下) 3,888円 (大：171リットル以上) 4,968円

○処分の方法

(1) 販売店に引き取ってもらう

買い替えの場合や購入店が分かる場合は、その店に引き取りを依頼してください。なお、リサイクル料金のほか運搬費等が必要となる場合もありますので、詳しくは販売店へお問い合わせください。

(2) 自分で処分する（指定取引場所へ持ち込む）

- ① 郵便局で家電リサイクル券を受け取り、必要事項を記入する。
- ② 郵便局の窓口又はATMでリサイクル料金を振り込む。
- ③ 処分する家電と家電リサイクル券を指定取引場所に持ち込む。

指定取引場所	住所等
日ノ丸西濃運輸(株)米子支店	米子市流通町 430-2 ☎ 0859-39-3939
三光(株)	松江市八束町江島 1128-49 ☎ 0852-76-9210

○その他

家電リサイクル法について、もっと知りたい方は、下記までお問い合わせください。

一般財団法人 家電製品協会 家電リサイクル券センター

☎ 0120-319640

ホームページ：<http://www.rkc.aeha.or.jp/index.html>